

財務諸表

■ 決算の状況	38
● 貸借対照表	
● 損益計算書	
● 剰余金処分計算書	
● キャッシュ・フロー計算書	
● 注記表	
■ 代表者の確認書	50
● 財務諸表の適正性等にかかる確認	



決算の状況

貸借対照表

(単位：百万円)

	平成 27 年度 (平成28年3月31日現在)	平成 28 年度 (平成29年3月31日現在)		平成 27 年度 (平成28年3月31日現在)	平成 28 年度 (平成29年3月31日現在)
(資産の部)			(負債の部)		
現金	1,937	1,984	貯金	1,108,358	1,134,957
預け金	829,308	861,677	当座貯金	7,104	6,980
系統預け金	829,012	861,499	普通貯金	3,118	2,923
系統外預け金	295	177	貯蓄貯金	20	5
買入金銭債権	2,501	6,463	通知貯金	2,000	—
金銭の信託	58,110	50,184	別段貯金	335	328
有価証券	248,088	238,805	定期貯金	1,095,779	1,124,719
国債	150,026	161,190	譲渡性貯金	64,800	49,200
地方債	1,976	1,713	借入金	16,700	28,500
金融債	32,503	16,274	代理業務勘定	50	62
社債	45,266	35,624	その他負債	2,321	662
外国証券	8,828	9,510	貸付留保金	6	5
株式	4,007	3,709	未払法人税等	542	354
受益証券	5,480	10,782	貯金利子諸税その他	14	11
貸出金	81,216	81,173	従業員預り金	50	49
手形貸付	580	515	仮受金	4	5
証書貸付	49,075	50,650	資産除去債務	9	9
当座貸越	2,296	2,405	その他の負債	1,209	—
金融機関貸付	29,264	27,603	未払費用	335	203
その他資産	1,409	1,282	前受収益	1	2
差入保証金	2	2	未決済為替借	146	19
仮払金	11	11	諸引当金	3,568	3,849
その他の資産	593	573	相互援助積立金	3,104	3,410
未収収益	789	682	賞与引当金	11	11
未決済為替貸	13	13	退職給付引当金	362	338
有形固定資産	527	479	役員退職慰労引当金	90	89
建物	111	63	繰延税金負債	2,647	1,819
土地	410	410	債務保証	400	384
その他の有形固定資産	5	4	負債の部合計	1,198,847	1,219,435
無形固定資産	3	2	(純資産の部)		
ソフトウェア	1	1	出資金	32,681	32,681
その他の無形固定資産	1	1	(うち後配出資金)	(24,695)	(24,695)
外部出資	43,984	43,834	回転出資金	913	672
系統出資	43,385	43,245	再評価積立金	1	1
系統外出資	438	428	利益剰余金	26,935	27,645
子会社等出資	161	161	利益準備金	9,819	10,219
債務保証見返	400	384	その他利益剰余金	17,116	17,426
貸倒引当金	△ 333	△ 272	電算対策積立金	1,300	1,300
			特別積立金	10,700	11,250
			当期末処分剰余金	5,116	4,876
			(うち当期剰余金)	(1,955)	(1,631)
			会員資本合計	60,531	61,000
			その他有価証券評価差額金	7,777	5,565
			評価・換算差額等合計	7,777	5,565
資産の部合計	1,267,156	1,286,000	純資産の部合計	68,308	66,565
			負債及び純資産の部合計	1,267,156	1,286,000

■ 損益計算書

(単位：百万円)

科 目	平成27年度	平成28年度
	(平成27年4月1日から平成28年3月31日まで)	(平成28年4月1日から平成29年3月31日まで)
経 常 収 益	11,624	11,808
資金運用収益	8,910	8,863
貸出金利息	1,529	1,372
預け金利息	290	182
有価証券利息配当金	1,829	1,803
コールローン利息	0	—
その他受入利息	5,260	5,504
(うち受取奨励金)	(4,538)	(4,939)
(うち受取特別配当金)	(679)	(556)
役務取引等収益	821	814
受入為替手数料	55	54
その他の受入手数料	766	759
その他事業収益	526	691
受取助成金	1	14
国債等債券売却益	188	340
その他の事業収益	336	336
その他経常収益	1,365	1,439
貸倒引当金戻入益	67	61
償却債権取立益	0	—
株式等売却益	504	682
金銭の信託運用益	742	655
その他の経常収益	50	40
経 常 費 用	9,090	9,677
資金調達費用	6,297	6,385
貯金利息	326	254
譲渡性貯金利息	124	38
借入金利息	219	200
その他支払利息	5,628	5,891
(うち支払奨励金)	(5,626)	(5,890)
役務取引等費用	808	792
支払為替手数料	35	38
その他の支払手数料	773	753
その他の役務取引等費用	0	0
その他事業費用	106	266
支払助成金	80	98
国債等債券売却損	25	110
国債等債券償還損	—	45
金融派生商品費用	—	11
経 費	1,455	1,506
人件費	711	707
物件費	691	744
税金	51	54
その他経常費用	422	726
相互援助積立金繰入額	302	305
株式等売却損	65	119
金銭の信託運用損	55	291
その他の経常費用	0	10
経 常 利 益	2,533	2,131
特 別 利 益	57	—
その他の特別利益	57	—
特 別 損 失	—	0
固定資産処分損	—	0
税 引 前 当 期 利 益	2,591	2,131
法人税、住民税及び事業税	634	485
法人税等調整額	1	14
法人税等合計額	635	499
当 期 剰 余 金	1,955	1,631
当 期 首 繰 越 剰 余 金	3,161	3,244
当 期 末 処 分 剰 余 金	5,116	4,876

■ 剰余金処分計算書

(単位：百万円)

科 目	平成27年度	平成28年度
当 期 未 処 分 剰 余 金	5,116	4,876
剰 余 金 処 分 額	1,871	1,899
利 益 準 備 金	400	400
任 意 積 立 金	550	550
出 資 配 当 金	406	406
事 業 分 量 配 当 金	515	543
次 期 繰 越 剰 余 金	3,244	2,976

- (注) 1. 普通出資金の配当率は 2.00%(平成27年度)、2.00%(平成28年度)
後配出資金の配当率は 1.00%(平成27年度)、1.00%(平成28年度)です。
2. 事業分量配当金の基準は次の通りです。
定期的貯金(中途解約及び期間1年超の定期貯金を除く)の平均残高から同貯金の担保差入れ期間に
対応する平均残高及び当座貸越の平均残高を控除した金額に対し 0.050%(平成27年度)、0.050%(平成28年度)

■ キャッシュ・フロー計算書

(単位：百万円)

科 目	平成27年度 (平成27年4月1日から平成28年3月31日まで)	平成28年度 (平成28年4月1日から平成29年3月31日まで)
1. 事業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前当期利益	2,591	2,131
減価償却費	56	55
貸倒引当金の増減額(△は減少)	△ 67	△ 61
退職給付引当金の増減額(△は減少)	6	△ 24
その他の引当金・積立金の増減額(△は減少)	315	304
資金運用収益	△ 8,910	△ 8,863
資金調達費用	6,297	6,385
有価証券関係損益(△は益)	△ 41	△ 179
金銭の信託の運用損益(△は運用益)	△ 687	△ 364
外部出資関係損益(△は益)	—	9
固定資産処分損益(△は益)	—	0
貸出金の純増(△) 減	3,196	42
預け金の純増(△) 減	△ 116,500	△ 56,240
貯金の純増減(△)	91,559	10,998
借入金(劣後特約付借入金を除く)の純増減(△)	1,700	11,800
コールローン等の純増(△) 減	14,143	△ 3,961
その他	△ 837	△ 52
資金運用による収入	9,703	9,595
資金調達による支出	△ 6,292	△ 6,451
事業分量配当金の支払額	△ 491	△ 515
小 計	△ 4,258	△ 35,389
法人税等の支払額	△ 861	△ 672
事業活動によるキャッシュ・フロー	△ 5,120	△ 36,062
2. 投資活動によるキャッシュ・フロー		
有価証券の取得による支出	△ 51,525	△ 44,127
有価証券の売却による収入	40,902	25,154
有価証券の償還による収入	26,853	24,111
金銭の信託の増加による支出	△ 2,513	△ 5,000
金銭の信託の減少による収入	7,535	12,613
固定資産の取得による支出	△ 14	△ 5
外部出資の増加による支出	—	△ 0
外部出資の減少による収入	—	140
投資活動によるキャッシュ・フロー	21,236	12,885
3. 財務活動によるキャッシュ・フロー		
出資の増額による収入	—	0
出資の払戻しによる支出	—	△ 0
出資配当金の支払額	△ 406	△ 406
回転出資金の払出による支出	△ 239	△ 241
財務活動によるキャッシュ・フロー	△ 646	△ 647
4. 現金及び現金同等物に係る換算差額	—	—
5. 現金及び現金同等物の増加額	15,470	△ 23,824
6. 現金及び現金同等物の期首残高	60,511	75,982
7. 現金及び現金同等物の期末残高	75,982	52,157

■ 注記表

平成27年度

(自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)

1 重要な会計方針に関する事項

- (1) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示し、金額百万円未満の科目については「0」で表示しています。
- (2) 有価証券（外部出資勘定の株式を含む）の評価基準及び評価方法は、有価証券の保有目的区分ごとに次のとおり行っています。
 - ・満期保有目的の債券…定額法による償却原価法（売却原価は移動平均法により算定）
 - ・子会社・子法人等株式…原価法（売却原価は移動平均法により算定）及び関連法人等株式
 - ・その他有価証券時価のあるもの…原則として決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）
時価を把握することが極めて困難と認められるもの…原価法（売却原価は移動平均法により算定）
なお、取得価額と券面金額との差額のうち金利調整と認められる部分については償却原価法による取得価額の修正を行っています。
- (3) 金銭の信託（合同運用を除く。）において信託財産を構成している有価証券の評価基準及び評価方法は、運用目的の金銭の信託については時価法（売却原価は移動平均法により算定）、それ以外については、上記(2)の有価証券と同様の方法によっており、信託の契約単位ごとに当年度末の信託財産構成物である資産及び負債の評価額の合計額をもって貸借対照表に計上しています。
- (4) 有形固定資産の減価償却は、それぞれ次の方法により行い資産から直接減額して計上しています。

建 物	定率法（ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）については、定額法）を採用しています。
	なお、主な耐用年数は、10年～50年です。
建物以外	定率法を採用しています。なお、主な耐用年数は10年～20年です。
- (5) 無形固定資産の減価償却は、定額法により償却しています。そのうち、自社利用ソフトウェアについては、当会における利用可能期間（5年）に基づいて償却しています。
- (6) 外貨建資産は、主として決算日の為替相場による円換算額を付しています。
- (7) 引当金の計上方法
 - ①貸倒引当金
貸倒引当金は、「資産の償却・引当要領」に則り、次のとおり計上しています。
破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下、「破綻先」という）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下、「実質破綻先」という）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しています。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しています。
上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき算定した額と税法基準に基づき算定した繰入限度額とを比較し、いずれが多い額（当年度は税法基準を採用）を計上しています。
すべての債権は、「自己査定要領」に基づき、資産査定部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しています。
なお、破綻先に対する債権及び実質破綻先に対する債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は167百万円です。
 - ②賞与引当金
賞与引当金は、職員への賞与の支払に備えるため、職員に対する賞与の支給見

平成28年度

(自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)

1 重要な会計方針に関する事項

- (1) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示し、金額百万円未満の科目については「0」で表示しています。
- (2) 有価証券（外部出資勘定の株式を含む）の評価基準及び評価方法は、有価証券の保有目的区分ごとに次のとおり行っています。
 - ・満期保有目的の債券…定額法による償却原価法（売却原価は移動平均法により算定）
 - ・子会社・子法人等株式…原価法（売却原価は移動平均法により算定）及び関連法人等株式
 - ・その他有価証券時価のあるもの…原則として決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）
時価を把握することが極めて困難と認められるもの…原価法（売却原価は移動平均法により算定）
なお、取得価額と券面金額との差額のうち金利調整と認められる部分については償却原価法による取得価額の修正を行っています。
- (3) 金銭の信託（合同運用を除く。）において信託財産を構成している有価証券の評価基準及び評価方法は、運用目的の金銭の信託については時価法（売却原価は移動平均法により算定）、それ以外については、上記(2)の有価証券と同様の方法によっており、信託の契約単位ごとに当年度末の信託財産構成物である資産及び負債の評価額の合計額をもって貸借対照表に計上しています。
- (4) 有形固定資産の減価償却は、定率法（ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法）を採用し、資産から直接減額して計上しています。
また、主な耐用年数は次のとおりです。

建 物	10年～50年
その他	10年～20年
- (5) 無形固定資産の減価償却は、定額法により償却しています。そのうち、自社利用ソフトウェアについては、当会における利用可能期間（5年）に基づいて償却しています。
- (6) 外貨建資産は、主として決算日の為替相場による円換算額を付しています。
- (7) 引当金の計上方法
 - ①貸倒引当金
貸倒引当金は、「資産の償却・引当要領」に則り、次のとおり計上しています。
破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下、「破綻先」という）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下、「実質破綻先」という）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しています。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しています。
上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき算定した額と税法基準に基づき算定した繰入限度額とを比較し、いずれが多い額（当年度は税法基準を採用）を計上しています。
すべての債権は、「自己査定要領」に基づき、資産査定部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しています。
なお、破綻先に対する債権及び実質破綻先に対する債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は167百万円です。
 - ②賞与引当金
賞与引当金は、職員への賞与の支払に備えるため、職員に対する賞与の支給見

平成27年度

込額のうち、当年度に帰属する額を計上しています。

③退職給付引当金

退職給付引当金は、職員の退職給付に備えるため、当年度末における職員の自己都合退職の場合の要支給額を基礎として計上しています。

④役員退職慰労引当金

役員退職慰労引当金は、役員の退任給与の支給に備えるため、「役員退任慰労金支給内規」に基づき、当年度末要支給見積額を計上しています。

- (8) 消費税及び地方消費税(以下「消費税等」という。)の会計処理は、税抜方式によっています。ただし、有形固定資産に係る控除対象外消費税等は当年度の費用に計上しています。

2 貸借対照表に関する事項

- (1) 有形固定資産の減価償却累計額は1,022百万円です。
- (2) 貸借対照表に計上した固定資産のほか、リース契約により使用している重要な固定資産として、A T M、信用端末機、手形交換システム、紙幣整理機、電子計算機、複写機、車両等があり、未経過リース料年度末残高相当額は、次のとおりです。
- | | 1年以内 | 1年超 | 合計 |
|--------------|-------|-------|-------|
| オペレーティング・リース | 18百万円 | 26百万円 | 44百万円 |
- (3) 担保に供している資産はありません。なお、内国為替決済保証金として預け金55,000百万円を差し入れています。
- (4) 消費貸借契約(債券貸借取引)により貸し付けている有価証券が、国債に5,304百万円含まれています。
- (5) 子会社等に対する金銭債権・債務の額はありません。
- (6) 経営管理委員、理事及び監事に対する金銭債権・債務の額はありません。
- (7) 貸出金のうち、破綻先債権額ははありません。また、延滞債権額は72百万円です。なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払いの遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号イからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金です。また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金です。
- (8) 貸出金のうち、3ヶ月以上延滞債権額ははありません。なお、3ヶ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から

平成28年度

込額のうち、当年度に帰属する額を計上しています。

③退職給付引当金

退職給付引当金は、職員の退職給付に備えるため、当年度末における職員の自己都合退職の場合の要支給額を基礎として計上しています。

④役員退職慰労引当金

役員退職慰労引当金は、役員の退任給与の支給に備えるため、「役員退任慰労金支給内規」に基づき、当年度末要支給見積額を計上しています。

- (8) 消費税及び地方消費税(以下「消費税等」という。)の会計処理は、税抜方式によっています。ただし、有形固定資産に係る控除対象外消費税等は当年度の費用に計上しています。

2 会計方針の変更に関する事項

- (1) 「平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱い」の適用
法人税法の改正に伴い、「平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第32号 平成28年6月17日)を当年度に適用し、平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物に係る減価償却方法を定率法から定額法に変更しています。
なお、当年度の経常利益及び税引前当期利益に与える影響はありません。

〈追加情報〉

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第26号 平成28年3月28日)を当年度から適用しています。

3 貸借対照表に関する事項

- (1) 有形固定資産の減価償却累計額は944百万円です。
- (2) 貸借対照表に計上した固定資産のほか、リース契約により使用している重要な固定資産として、A T M、信用端末機、手形交換システム、紙幣整理機、電子計算機、複写機、車両等があり、未経過リース料年度末残高相当額は、次のとおりです。
- | | 1年以内 | 1年超 | 合計 |
|--------------|-------|-------|-------|
| オペレーティング・リース | 15百万円 | 16百万円 | 32百万円 |
- (3) 担保に供している資産はありません。なお、内国為替決済保証金として預け金70,000百万円、先物取引証拠金の代用として有価証券525百万円を差し入れています。
- (4) 無担保の消費貸借契約(債券貸借取引)により貸し付けている有価証券が、国債に3,128百万円含まれています。
- (5) 子会社等に対する金銭債権・債務の額はありません。
- (6) 経営管理委員、理事及び監事に対する金銭債権・債務の額はありません。
- (7) 貸出金のうち、破綻先債権額ははありません。また、延滞債権額は17百万円です。なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払いの遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号イからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金です。また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金です。
- (8) 貸出金のうち、3ヶ月以上延滞債権額ははありません。なお、3ヶ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から

平成27年度

3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものです。

- (9) 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額はありません。
なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払い猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヶ月以上延滞債権に該当しないものです。
- (10) 破綻先債権額、延滞債権額、3ヶ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は72百万円です。
なお、(6)から(9)に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額です。
- (11) 当座貸越契約及び貸出金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約です。これらの契約に係る融資未実行残高は、17,862百万円です。
- (12) 貸出金には、他の債権よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付貸出金19,010百万円が含まれています。
- (13) 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金15,000百万円が含まれています。

3 損益計算書に関する事項

- (1) 子会社等との取引による収益はありません。
- (2) 子会社等との取引による費用総額 11百万円
うち事業取引高 11百万円

4 金融商品に関する事項

- (1) 金融商品の状況に関する事項
①金融商品に対する取組方針
当会は、京都府を事業区域として、地元のJA等が会員となって運営されている相互扶助型の金融機関であり、地域経済の活性化に資する地域金融機関です。
JAは農家組合員や地域から預かった貯金を原資に、農家組合員や地域へ貸付け、その残りを当会が預かる仕組みとなっています。
当会では、これを原資として、資金を必要とするJAや農業に関連する企業・団体及び、府内の地場企業や団体、地方公共団体などに貸付を行っています。
また、残った資金は農林中央金庫に預け入れるほか、国債や地方債等の債券、投資信託、株式等の有価証券による運用を行っています。
- ②金融商品の内容及びそのリスク
当会が保有する金融資産は、主として府内の取引先（及び個人）に対する貸出金及び有価証券であり、貸出金は、顧客の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されています。
貸出金については、当期末残高のうち、42.43%は金融業・保険業に対するものであり、17.43%はリース業に対するものです。
また、有価証券は、主に株式、債券、投資信託であり、満期保有目的、純投資目的（その他目的）で保有しています。これらは、それぞれ発行体の信用リスク及び金利の変動リスク、市場価格の変動リスクに晒されています。なお、有価証券には、外国債券が8,828百万円ありますが、うち7,000百万円については、国債が担保となっている債券です。
借入金は、自己資本増強の一環として、会員である地元のJAから借り入れた永久劣後特約借入金が含まれています。
劣後特約付借入金は、債務返済の履行が他の債務よりも後順位である旨の特約が付された無担保・無保証の借入金であり、自己資本比率の算出において適格旧資本調達手段として経過措置により自己資本への計上が認められているものです。

平成28年度

3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものです。

- (9) 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額はありません。
なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払い猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヶ月以上延滞債権に該当しないものです。
- (10) 破綻先債権額、延滞債権額、3ヶ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は17百万円です。
なお、(6)から(9)に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額です。
- (11) 当座貸越契約及び貸出金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約です。これらの契約に係る融資未実行残高は、18,356百万円です。
- (12) 貸出金には、他の債権よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付貸出金19,010百万円が含まれています。
- (13) 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金15,000百万円が含まれています。

4 損益計算書に関する事項

- (1) 子会社等との取引による収益はありません。
- (2) 子会社等との取引による費用総額 2百万円
うち事業取引高 2百万円

5 金融商品に関する事項

- (1) 金融商品の状況に関する事項
①金融商品に対する取組方針
当会は、京都府を事業区域として、地元のJA等が会員となって運営されている相互扶助型の金融機関であり、地域経済の活性化に資する地域金融機関です。
JAは農家組合員や地域から預かった貯金を原資に、農家組合員や地域へ貸付け、その残りを当会が預かる仕組みとなっています。
当会では、これを原資として、資金を必要とするJAや農業に関連する企業・団体及び、府内の地場企業や団体、地方公共団体などに貸付を行っています。
また、残った資金は農林中央金庫に預け入れるほか、国債や地方債等の債券、投資信託、株式等の有価証券による運用を行っています。
- ②金融商品の内容及びそのリスク
当会が保有する金融資産は、主として府内の取引先（及び個人）に対する貸出金及び有価証券であり、貸出金は、顧客の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されています。
貸出金については、当期末残高のうち、46.07%は金融業・保険業に対するものであり、17.07%はリース業に対するものです。
また、有価証券は、主に株式、債券、投資信託であり、満期保有目的、純投資目的（その他目的）で保有しています。これらは、それぞれ発行体の信用リスク及び金利の変動リスク、市場価格の変動リスクに晒されています。なお、有価証券には、外国債券が9,510百万円ありますが、うち7,000百万円については、国債が担保となっている債券です。
借入金は、自己資本増強の一環として、会員である地元のJAから借り入れた永久劣後特約借入金が含まれています。
劣後特約付借入金は、債務返済の履行が他の債務よりも後順位である旨の特約が付された無担保・無保証の借入金であり、自己資本比率の算出において適格旧資本調達手段として経過措置により自己資本への計上が認められているものです。

③金融商品に係るリスク管理体制

a 信用リスクの管理

当会は、リスクマネジメント基本方針及び信用リスクに関する管理諸規程に従い、貸出金の信用リスク管理については、個別案件ごとの与信審査、与信限度額、信用情報管理、内部格付、保証や担保の設定、問題債権への対応など、与信管理に関する体制を整備し運営しています。

これらの与信管理は、営業部のほか総務部企画リスク管理課により行われ、定期的にリスク管理委員会や理事会に報告を行っており、また、与信管理の状況については、監査部がチェックしています。

有価証券の発行体の信用リスクに関しては、総務部企画リスク管理課において、信用情報や時価の把握を定期的に行うことで管理しています。

b 市場リスクの管理

金利リスク、価格変動リスク等の市場リスクは、リスクマネジメント規程等において管理方法や手続き等の詳細を明記しており、リスク管理委員会等において実施状況の把握・確認や今後の対応等の協議を行っています。

(a)金利リスクの管理

金利リスクの管理は、ALMによる管理とともに、日常的には総務部企画リスク管理課でV a rによる金利リスクの把握を行っており、月次ベースでリスク管理委員会に報告しているほか、金利感応度分析等によるモニタリング結果と併せ、四半期ベースで理事会に報告しています。

(b)為替リスクの管理

当会における為替の変動リスクについては、一部の受益証券及び金銭の信託において有しています。金銭の信託については通貨スワップなどによりリスクヘッジを行っており、ヘッジ状況のモニタリングを行っています。

(c)価格変動リスクの管理

有価証券を含む投資商品の保有については、運用限度額を設定し、事前審査のほか、継続的なモニタリングを通じて、価格変動リスクの軽減を図っています。これらの情報は総務部企画リスク管理課を通じ、理事会及びリスク管理委員会において定期的に報告されています。

総務部で保有している外部出資の多くは、業務上事業推進目的で保有しているものであり、取引先の市場環境や財務状況などをモニタリングしています。

(d)デリバティブ取引

デリバティブ取引に関しては、運用限度額・損失限度額の設定と、ミドル部門におけるモニタリングにより内部牽制を確立するとともに、モニタリング結果は、総務部企画リスク管理課を通じ理事会及びリスク管理委員会において定期的に報告されています。

(e)市場リスクに係る定量的情報

当会で保有している金融商品はすべてトレーディング目的以外の金融商品です。当会において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、「預け金」、「貸出金」、「有価証券」のその他有価証券に分類される債券、「貯金」、「借入金」です。

当会では、これらの金融資産及び金融負債について、期末後1年程度の金利の合理的な予想変動幅を用いた経済価値の変動額を、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しています。

金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当年度末現在、指標となる金利が0.35%上昇したものと想定した場合には、経済価値が5.403百万円減少するものと把握しています。

当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数の相関を考慮していません。

また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

なお、経済価値変動額の計算において、分割実行案件にかかる未実行金額についても含めて計算しています。

c 資金調達に係る流動性リスクの管理

当会は、ALMを通じて適時に資金管理を行うほか、市場環境を考慮した

③金融商品に係るリスク管理体制

a 信用リスクの管理

当会は、リスクマネジメント基本方針及び信用リスクに関する管理諸規程に従い、貸出金の信用リスク管理については、個別案件ごとの与信審査、与信限度額、信用情報管理、内部格付、保証や担保の設定、問題債権への対応など、与信管理に関する体制を整備し運営しています。

これらの与信管理は、営業部のほか総務部企画リスク管理課により行われ、定期的にリスク管理委員会や理事会に報告を行っており、また、与信管理の状況については、監査部がチェックしています。

有価証券の発行体の信用リスクに関しては、総務部企画リスク管理課において、信用情報や時価の把握を定期的に行うことで管理しています。

b 市場リスクの管理

金利リスク、価格変動リスク等の市場リスクは、リスクマネジメント規程等において管理方法や手続き等の詳細を明記しており、リスク管理委員会等において実施状況の把握・確認や今後の対応等の協議を行っています。

(a)金利リスクの管理

金利リスクの管理は、ALMによる管理とともに、日常的には総務部企画リスク管理課でV a rによる金利リスクの把握を行っており、月次ベースでリスク管理委員会に報告しているほか、金利感応度分析等によるモニタリング結果と併せ、四半期ベースで理事会に報告しています。

(b)為替リスクの管理

当会における為替の変動リスクについては、一部の受益証券及び金銭の信託において有しています。金銭の信託については通貨スワップなどによりリスクヘッジを行っており、ヘッジ状況のモニタリングを行っています。

(c)価格変動リスクの管理

有価証券を含む投資商品の保有については、運用限度額を設定し、事前審査のほか、継続的なモニタリングを通じて、価格変動リスクの軽減を図っています。これらの情報は総務部企画リスク管理課を通じ、理事会及びリスク管理委員会において定期的に報告されています。

総務部で保有している外部出資の多くは、業務上事業推進目的で保有しているものであり、取引先の市場環境や財務状況などをモニタリングしています。

(d)デリバティブ取引

デリバティブ取引に関しては、運用限度額・損失限度額の設定と、ミドル部門におけるモニタリングにより内部牽制を確立するとともに、モニタリング結果は、総務部企画リスク管理課を通じ理事会及びリスク管理委員会において定期的に報告されています。

(e)市場リスクに係る定量的情報

当会で保有している金融商品はすべてトレーディング目的以外の金融商品です。当会において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、「預け金」、「貸出金」、「有価証券」のその他有価証券に分類される債券、「貯金」、「借入金」です。

当会では、これらの金融資産及び金融負債について、期末後1年程度の金利の合理的な予想変動幅を用いた経済価値の変動額を、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しています。

金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当年度末現在、指標となる金利が0.15%上昇したものと想定した場合には、経済価値が2.314百万円減少するものと把握しています。

当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数の相関を考慮していません。

また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

なお、経済価値変動額の計算において、分割実行案件にかかる未実行金額についても含めて計算しています。

c 資金調達に係る流動性リスクの管理

当会は、ALMを通じて適時に資金管理を行うほか、市場環境を考慮した

長短の調達バランスの調整などによって、流動性リスクを管理しています。

長短の調達バランスの調整などによって、流動性リスクを管理しています。

④金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価（時価に代わるものを含む）には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額（これに準ずる価額を含む）が含まれています。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等による場合、当該価額が異なる場合もあります。

④金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価（時価に代わるものを含む）には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額（これに準ずる価額を含む）が含まれています。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等による場合、当該価額が異なる場合もあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

①金融商品の貸借対照表計上額および時価等

当年度末における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりです。

なお、時価の把握が困難なものについては、次表には含めず③に記載しています。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

①金融商品の貸借対照表計上額および時価等

当年度末における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりです。

なお、時価の把握が困難なものについては、次表には含めず③に記載しています。

(単位：百万円)

	貸借対照表計上額	時 価	差 額
預け金	829,308	829,209	△98
買入金銭債権			
満期保有目的	2,501	2,508	6
金銭の信託			
運用目的の金銭の信託	2,999	2,999	—
満期保有目的の金銭の信託	53,215	55,398	2,183
その他目的の金銭の信託	1,895	1,895	—
有価証券			
満期保有目的の債券	28,488	28,754	265
その他有価証券	219,600	219,600	—
貸出金	81,216		
貸倒引当金	△316		
貸倒引当金控除後	80,900	82,400	1,500
資 産 計	1,218,910	1,222,767	3,856
貯 金	1,173,158	1,173,049	△108
借入金	16,700	16,705	5
負 債 計	1,189,858	1,189,755	△103

(注) 1. 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しています。
2. 貯金には、貸借対照表上の譲渡性貯金64,800百万円を含めています。

(単位：百万円)

	貸借対照表計上額	時 価	差 額
預け金	861,677	861,411	△265
買入金銭債権			
満期保有目的	6,463	6,474	10
金銭の信託			
運用目的の金銭の信託	1,014	1,014	—
満期保有目的の金銭の信託	47,214	48,847	1,633
その他目的の金銭の信託	1,955	1,955	—
有価証券			
満期保有目的の債券	18,039	18,197	157
その他有価証券	220,765	220,765	—
貸出金	81,173		
貸倒引当金	△255		
貸倒引当金控除後	80,918	81,865	946
資 産 計	1,238,049	1,240,532	2,482
貯 金	1,184,157	1,183,796	△360
借入金	28,500	28,466	△33
負 債 計	1,212,657	1,212,263	△393

(注) 1. 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しています。
2. 貯金には、貸借対照表上の譲渡性貯金49,200百万円を含めています。

②金融商品の時価の算定方法

【資産】

a 預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。満期のある預け金については、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートである円 Libor・スワップレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

②金融商品の時価の算定方法

【資産】

a 預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。満期のある預け金については、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートである円 Libor・スワップレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

b 買入金銭債権

ブローカー等の第三者から入手した評価額によっています。

b 買入金銭債権

ブローカー等の第三者から入手した評価額によっています。

c 金銭の信託

信託財産を構成している貸出金や有価証券の時価は、下記 d および e と同様の方法により評価しています。

c 金銭の信託

信託財産を構成している貸出金や有価証券の時価は、下記 d および e と同様の方法により評価しています。

d 有価証券

株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は取引金融機関等から提示された価格によっています。また、投資信託については、公表されている基準価格によっています。

d 有価証券

株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は取引金融機関等から提示された価格によっています。また、投資信託については、公表されている基準価格によっています。

e 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異ならない限り、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額として算定しています。

一方、固定金利によるものは、貸出金の種類、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートである円 Libor・スワップレートで割り引き、貸倒引当金を控除して時価に代わる金額として算定しています。

また、延滞債権・期限の利益を喪失した債権等について帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としています。

e 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異ならない限り、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額として算定しています。

一方、固定金利によるものは、貸出金の種類、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートである円 Libor・スワップレートで割り引き、貸倒引当金を控除して時価に代わる金額として算定しています。

また、延滞債権・期限の利益を喪失した債権等について帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としています。

【負債】

a 貯金

要求払貯金については、決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしています。また、定期性貯金の時価は、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートである円 Libor・スワップレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

b 借入金

借入金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、また、当会の信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっています。

固定金利によるものは、一定の期間毎に区分した当該借入金の元利金の合計額をリスクフリーレートである円 Libor・スワップレートで割り引いた現在価値を時価にかわる金額として算定しています。

③時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品は次のとおりであり、①の金融商品の時価情報には含まれていません。

貸借対照表計上額

外部出資 43,984百万円

④1. 外部出資のうち、市場価格のある株式以外のものについては、時価を把握することが極めて困難と認められるため、時価開示の対象としていません。

④金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
預け金	829,308 百万円	- 百万円	- 百万円	- 百万円	- 百万円	- 百万円
買入金銭債権						
満期保有目的 有価証券	2,501 百万円	- 百万円	- 百万円	- 百万円	- 百万円	- 百万円
満期保有目的 有価証券のうち満期 があるもの	10,449 百万円	10,380 百万円	180 百万円	7,150 百万円	150 百万円	180 百万円
その他の有価証券のうち満期 があるもの	12,227 百万円	17,260 百万円	19,964 百万円	16,870 百万円	23,400 百万円	108,908 百万円
貸出金	11,325 百万円	8,831 百万円	5,483 百万円	6,742 百万円	6,949 百万円	41,884 百万円
合計	865,811 百万円	36,471 百万円	25,628 百万円	30,762 百万円	30,500 百万円	150,972 百万円

④1. 貸出金のうち、当座貸越（融資型を除く）1,197百万円については「1年以内」に含めています。また、期限のない劣後特約付貸出金19,010百万円については「5年超」に含めています。
2. 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権・期限の利益を喪失した債権等0百万円は償還の予定が見込まれないため、含めていません。

⑤借入金及びその他の有利子負債の決算日後の返済予定額

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
貯金	1,107,254 百万円	21 百万円	60 百万円	- 百万円	- 百万円	- 百万円
譲渡性貯金	64,800 百万円	- 百万円	- 百万円	- 百万円	- 百万円	- 百万円
借入金	- 百万円	- 百万円	- 百万円	1,700 百万円	- 百万円	15,000 百万円
合計	1,172,054 百万円	21 百万円	60 百万円	1,700 百万円	- 百万円	15,000 百万円

⑤1. 貯金のうち、要求払貯金については「1年以内」に含めています。
2. 借入金のうち、期限のない劣後特約付借入金15,000百万円については、「5年超」に含めています。

5 有価証券に関する事項

(1) 有価証券の時価及び評価差額等に関する事項は次のとおりです。これらには、有価証券のほか、「買入金銭債権」中の貸付債権信託が含まれています。以下(3)まで同様です。

①満期保有目的の債券

満期保有目的の債券において、種類ごとの貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。

種類	貸借対照表 計上額	時価	差額
地方債	1,088 百万円	1,126 百万円	37 百万円
金融債	20,400 百万円	20,464 百万円	64 百万円
外国証券	7,000 百万円	7,162 百万円	162 百万円
買入金銭債権	2,501 百万円	2,508 百万円	6 百万円
合計	30,990 百万円	31,262 百万円	271 百万円

②その他有価証券

その他有価証券において、種類ごとの取得原価、貸借対照表計上額及びこれらの差額については、次のとおりです。

【負債】

a 貯金

要求払貯金については、決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしています。また、定期性貯金の時価は、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートである円 Libor・スワップレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

b 借入金

借入金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、また、当会の信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっています。

固定金利によるものは、一定の期間毎に区分した当該借入金の元利金の合計額をリスクフリーレートである円 Libor・スワップレートで割り引いた現在価値を時価にかわる金額として算定しています。

③時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品は次のとおりであり、①の金融商品の時価情報には含まれていません。

貸借対照表計上額

外部出資 43,834百万円

④1. 外部出資のうち、市場価格のある株式以外のものについては、時価を把握することが極めて困難と認められるため、時価開示の対象としていません。

④金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
預け金	861,677 百万円	- 百万円	- 百万円	- 百万円	- 百万円	- 百万円
買入金銭債権						
満期保有目的 有価証券	6,463 百万円	- 百万円	- 百万円	- 百万円	- 百万円	- 百万円
満期保有目的 有価証券のうち満期 があるもの	10,380 百万円	180 百万円	7,150 百万円	150 百万円	120 百万円	60 百万円
その他の有価証券のうち満期 があるもの	16,787 百万円	19,226 百万円	16,159 百万円	23,022 百万円	22,180 百万円	103,831 百万円
貸出金	10,974 百万円	7,698 百万円	7,646 百万円	15,587 百万円	9,799 百万円	29,454 百万円
合計	906,283 百万円	27,104 百万円	30,955 百万円	38,760 百万円	32,100 百万円	133,346 百万円

④1. 貸出金のうち、当座貸越（融資型を除く）1,335百万円については「1年以内」に含めています。また、期限のない劣後特約付貸出金19,010百万円については「5年超」に含めています。
2. 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権・期限の利益を喪失した債権等13百万円は償還の予定が見込まれないため、含めていません。

⑤借入金及びその他の有利子負債の決算日後の返済予定額

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
貯金	1,133,860 百万円	100 百万円	65 百万円	- 百万円	- 百万円	- 百万円
譲渡性貯金	49,200 百万円	- 百万円	- 百万円	- 百万円	- 百万円	- 百万円
借入金	- 百万円	- 百万円	1,700 百万円	11,800 百万円	- 百万円	15,000 百万円
合計	1,183,060 百万円	100 百万円	1,765 百万円	11,800 百万円	- 百万円	15,000 百万円

⑤1. 貯金のうち、要求払貯金については「1年以内」に含めています。
2. 借入金のうち、期限のない劣後特約付借入金15,000百万円については、「5年超」に含めています。

6 有価証券に関する事項

(1) 有価証券の時価及び評価差額等に関する事項は次のとおりです。これらには、有価証券のほか、「買入金銭債権」中の貸付債権信託が含まれています。以下(3)まで同様です。

①満期保有目的の債券

満期保有目的の債券において、種類ごとの貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。

種類	貸借対照表 計上額	時価	差額
地方債	839 百万円	866 百万円	27 百万円
金融債	10,200 百万円	10,214 百万円	14 百万円
外国証券	7,000 百万円	7,115 百万円	115 百万円
買入金銭債権	6,463 百万円	6,474 百万円	10 百万円
合計	24,503 百万円	24,671 百万円	167 百万円

②その他有価証券

その他有価証券において、種類ごとの取得原価、貸借対照表計上額及びこれらの差額については、次のとおりです。

平成27年度

平成28年度

種類	取得原価	貸借対照表計上額	差額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの			
株式債券	1,836 百万円	2,820 百万円	984 百万円
国債	141,157 百万円	150,026 百万円	8,868 百万円
地方債	829 百万円	847 百万円	17 百万円
金融債	12,047 百万円	12,103 百万円	55 百万円
社債	42,517 百万円	43,160 百万円	643 百万円
外国証券	1,400 百万円	1,429 百万円	29 百万円
その他	3,326 百万円	3,853 百万円	527 百万円
小計	203,115 百万円	214,241 百万円	11,125 百万円
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの			
株式債券	1,385 百万円	1,186 百万円	△198 百万円
地方債	40 百万円	39 百万円	△0 百万円
社債	2,132 百万円	2,105 百万円	△27 百万円
外国証券	400 百万円	399 百万円	△0 百万円
その他	1,665 百万円	1,626 百万円	△38 百万円
小計	5,623 百万円	5,358 百万円	△265 百万円
合計	208,739 百万円	219,600 百万円	10,860 百万円

(注)1. 上記差額合計から繰延税金負債3,007百万円を差し引いた金額7,852百万円が、「その他有価証券評価差額金」に含まれています。

- (2) 当年度中に売却した満期保有目的の債券はありません。
- (3) 当年度中に売却したその他有価証券は次のとおりです。

	売却額	売却益	売却損
株式	875百万円	315百万円	50百万円
債券	38,948百万円	188百万円	25百万円
その他	1,077百万円	188百万円	15百万円
合計	40,902百万円	692百万円	91百万円

6 金銭の信託に関する事項

金銭の信託の保有目的区分別の内訳は次のとおりです。

運用目的の金銭の信託	貸借対照表計上額	当年度の損益に含まれた評価差額
	2,999百万円	△0百万円

②満期保有目的の金銭の信託

貸借対照表計上額	時価	差額	うち時価が貸借対照表計上額を超えるもの	うち時価が貸借対照表計上額を超えないもの
満期保有目的の金銭の信託	53,215 百万円	55,398 百万円	2,183 百万円	2,183 百万円
				－百万円

(注)「うち時価が貸借対照表計上額を超えるもの」や「うち時価が貸借対照表計上額を超えないもの」は、それぞれ「差額」の内訳です。

③その他の金銭の信託

貸借対照表計上額	取得原価	差額	うち貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	うち貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの
その他の金銭の信託	1,895 百万円	2,000 百万円	△104 百万円	－百万円
				△104 百万円

(注)1. 上記差額合計に繰延税金資産28百万円を加えた金額△75百万円が、「その他有価証券評価差額金」に含まれています。
2. 「うち貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの」「うち貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの」は、それぞれ「差額」の内訳です。

7 退職給付に関する事項

- (1) 退職給付
 - ①採用している退職給付制度の概要

当会では、確定給付型の制度として、退職一時金制度（非積立型）を設けています。退職一時金制度では、退職給付として、給与と勤務期間に基づいた一時金を支給しています。また、この制度に加え、退職給付の一部にあてため（一財）京都府農林漁業団体職員共済会との契約に基づく退職共済制度を採用しています。

当会が有する退職一時金制度は、簡便法により退職給付引当金および退職給付費用を計算しています。

種類	取得原価	貸借対照表計上額	差額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの			
株式債券	2,043 百万円	3,116 百万円	1,073 百万円
国債	141,717 百万円	148,159 百万円	6,442 百万円
地方債	679 百万円	694 百万円	14 百万円
金融債	6,048 百万円	6,074 百万円	25 百万円
社債	34,340 百万円	34,717 百万円	376 百万円
外国証券	1,400 百万円	1,414 百万円	14 百万円
その他	4,579 百万円	5,250 百万円	671 百万円
小計	190,809 百万円	199,427 百万円	8,618 百万円
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの			
株式債券	642 百万円	593 百万円	△49 百万円
国債	13,638 百万円	13,030 百万円	△608 百万円
地方債	180 百万円	179 百万円	△0 百万円
社債	911 百万円	907 百万円	△4 百万円
外国証券	1,100 百万円	1,096 百万円	△3 百万円
その他	5,737 百万円	5,532 百万円	△205 百万円
小計	22,210 百万円	21,338 百万円	△872 百万円
合計	213,020 百万円	220,765 百万円	7,745 百万円

(注)1. 上記差額合計から繰延税金負債2,148百万円を差し引いた金額5,597百万円が、「その他有価証券評価差額金」に含まれています。

- (2) 当年度中に売却した満期保有目的の債券はありません。
- (3) 当年度中に売却したその他有価証券は次のとおりです。

	売却額	売却益	売却損
株式	1,621百万円	455百万円	100百万円
債券	20,086百万円	340百万円	110百万円
その他	3,445百万円	227百万円	18百万円
合計	25,154百万円	1,023百万円	230百万円

7 金銭の信託に関する事項

金銭の信託の保有目的区分別の内訳は次のとおりです。

運用目的の金銭の信託	貸借対照表計上額	当年度の損益に含まれた評価差額
	1,014百万円	△0百万円

②満期保有目的の金銭の信託

貸借対照表計上額	時価	差額	うち時価が貸借対照表計上額を超えるもの	うち時価が貸借対照表計上額を超えないもの
満期保有目的の金銭の信託	47,214 百万円	48,847 百万円	1,633 百万円	1,633 百万円
				－百万円

(注)「うち時価が貸借対照表計上額を超えるもの」や「うち時価が貸借対照表計上額を超えないもの」は、それぞれ「差額」の内訳です。

③その他の金銭の信託

貸借対照表計上額	取得原価	差額	うち貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	うち貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの
その他の金銭の信託	1,955 百万円	2,000 百万円	△44 百万円	－百万円
				△44 百万円

(注)1. 上記差額合計に繰延税金資産12百万円を加えた金額△31百万円が、「その他有価証券評価差額金」に含まれています。
2. 「うち貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの」「うち貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの」は、それぞれ「差額」の内訳です。

8 退職給付に関する事項

- (1) 退職給付
 - ①採用している退職給付制度の概要

当会では、確定給付型の制度として、退職一時金制度（非積立型）を設けています。退職一時金制度では、退職給付として、給与と勤務期間に基づいた一時金を支給しています。また、この制度に加え、退職給付の一部にあてため（一財）京都府農林漁業団体職員共済会との契約に基づく退職共済制度を採用しています。

当会が有する退職一時金制度は、簡便法により退職給付引当金および退職給付費用を計算しています。

②確定給付制度

a 退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

期首における退職給付引当金	355百万円
退職給付費用	37百万円
退職給付の支払額	△15百万円
制度への拠出額	△15百万円
期末における退職給付引当金	362百万円

b 退職給付債務および年金資産と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

積立型制度の退職給付債務	170百万円
年金資産	△170百万円
	—百万円
非積立型制度の退職給付債務	362百万円
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	362百万円

退職給付引当金	362百万円
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	362百万円

c 退職給付に関連する損益

簡便法で計算した退職給付費用	37百万円
----------------	-------

(2) 人件費には、厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第57条の規定に基づき、旧農林共済組合（存続組合）が行う特例年金給付等の業務に要する費用に充てるため拠出した特例業務負担金を含めて計上しています。

なお、当年度において存続組合に対して拠出した特例業務負担金の額は、8百万円となっています。

また、存続組合より示された平成28年3月現在における平成44年3月までの特例業務負担金の将来見込額は、115百万円となっています。

②確定給付制度

a 退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

期首における退職給付引当金	362百万円
退職給付費用	36百万円
引当金受入額	0百万円
退職給付費用戻し	0百万円
退職給付の支払額	△45百万円
制度への拠出額	△15百万円
期末における退職給付引当金	338百万円

b 退職給付債務および年金資産と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

積立型制度の退職給付債務	164百万円
年金資産	△164百万円
	—百万円
非積立型制度の退職給付債務	338百万円
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	338百万円

退職給付引当金	338百万円
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	338百万円

c 退職給付に関連する損益

簡便法で計算した退職給付費用	36百万円
----------------	-------

(2) 人件費には、厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第57条の規定に基づき、旧農林共済組合（存続組合）が行う特例年金給付等の業務に要する費用に充てるため拠出した特例業務負担金を含めて計上しています。

なお、当年度において存続組合に対して拠出した特例業務負担金の額は、7百万円となっています。

また、存続組合より示された平成29年3月現在における平成44年3月までの特例業務負担金の将来見込額は、112百万円となっています。

8 税効果会計に関する事項

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生原因別の主な内訳

繰延税金資産	
未払事業税	41百万円
減価償却超過額	29百万円
貸出金償却	46百万円
貸倒引当金超過額	16百万円
退職給付引当金超過額	100百万円
役員退職慰労引当金超過額	25百万円
相互援助積立金超過額	864百万円
有価証券有税償却額	16百万円
減損損失	151百万円
その他	7百万円
繰延税金資産小計	1,301百万円
評価性引当額	△969百万円
繰延税金資産合計 (A)	331百万円
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	△2,978百万円
その他	△0百万円
繰延税金負債合計 (B)	△2,979百万円
繰延税金負債の純額 (A) + (B)	△2,647百万円

(2) 法定実効税率と法人税等負担率との差異の主な原因

法定実効税率	27.85%
--------	--------

9 税効果会計に関する事項

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生原因別の主な内訳

繰延税金資産	
未払事業税	30百万円
減価償却超過額	33百万円
貸出金償却	46百万円
貸倒引当金超過額	4百万円
退職給付引当金超過額	94百万円
役員退職慰労引当金超過額	24百万円
相互援助積立金超過額	949百万円
有価証券有税償却額	8百万円
減損損失	151百万円
外部出資償却	2百万円
その他	6百万円
繰延税金資産小計	1,354百万円
評価性引当額	△1,037百万円
繰延税金資産合計 (A)	317百万円
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	△2,136百万円
その他	△0百万円
繰延税金負債合計 (B)	△2,136百万円
繰延税金負債の純額 (A) + (B)	△1,819百万円

(2) 法定実効税率と法人税等負担率との差異の主な原因

法定実効税率	27.85%
--------	--------

平成27年度

(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.40%
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△0.99%
事業分量配当金	△5.54%
住民税均等割等	0.06%
評価性引当額の増減	2.88%
その他	△0.12%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	24.54%

9 キャッシュ・フロー計算書に関する事項

キャッシュ・フロー計算書における資金（現金及び現金同等物）の範囲は、貸借対照表上の「現金」並びに「預け金」中の当座預け金、普通預け金及び通知預け金であります。

平成28年度

(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.53%
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△1.33%
事業分量配当金	△7.10%
住民税均等割等	0.42%
評価性引当額の増減	3.16%
その他	△0.09%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	23.44%

10 キャッシュ・フロー計算書に関する事項

キャッシュ・フロー計算書における資金（現金及び現金同等物）の範囲は、貸借対照表上の「現金」並びに「預け金」中の当座預け金、普通預け金及び通知預け金であります。

代表者の確認書

■ 財務諸表の適正性等にかかる確認

確認書

私は平成28年4月1日から平成29年3月31日までの事業年度のディスクロージャー誌に記載した内容のうち、財務諸表作成に関する全ての重要な点において関係諸法令に準拠して適正に表示されていることを確認しております。

当該確認を行うにあたり、財務諸表が適正に作成される以下の体制が整備され、有効に機能していることを確認しております。

- 業務分掌と所轄部署が明確化され、各部署が適切に業務を遂行する体制が整備されております。
- 業務の実施部署から独立した内部監査部門である監査部が、内部管理体制の適切性・有効性を検証しており、重要な事項については監査部から理事会等に適切に報告されております。
- 重要な経営情報については理事会等へ適切に付議・報告されております。

平成29年7月3日

京都府信用農業協同組合連合会

代表理事理事長 **杉田 勇市**

(注) 財務諸表とは、貸借対照表、損益計算書、キャッシュ・フロー計算書、剰余金処分計算書、注記表を指しています。